

富士見市

一般廃棄物処理基本計画・第3次計画

— 概要版 —

【 計画の位置づけ 】

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画と富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。

【 計画の期間 】

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

● ごみ処理基本計画 ●

一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、再生利用などの資源循環を行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。そこで次のとおり基本理念を設定し、目標達成に向け3つの基本施策に取り組んでいきます。

【 基本理念 】

「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

【 基本施策 】

(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

(2) 4Rの推進

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

【 これまでの主な取組と成果 】

①発生・排出抑制・資源化計画

◆ 家庭系ごみ排出抑制の推進

- ・ごみ分別アプリの導入
- ・ホームページや広報での集団資源回収実施の呼びかけ
- ・フードドライブの実施
- ・街頭キャンペーンや富士見ふるさと祭りエコ広場を通じた生ごみ水切りの啓発

◆ 事業系ごみ排出抑制の推進

- ・近隣市町との共同によるエコアクション 21 の導入の啓発
- ・多量排出事業者への指導
- ・公園剪定枝のチップ化の実施

②収集・運搬計画

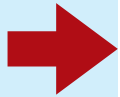
◆ 市民サービスの適正化と合理化、効率的な収集運搬体制の整備

- ・粗大ごみ収集・運搬の委託化
- ・ふれあい収集の継続実施
- ・軽量なカン回収用ネットの導入
- ・許可業者へ環境に配慮した車両購入の推奨

富士見市マスコットキャラクター



ふわっぴー

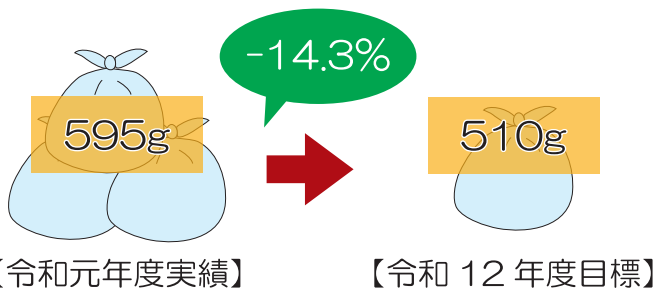


1人1日あたりのごみ排出量が46g減少！（令和元年度（平成22年度比））
最終処分量が497t減少！（令和元年度（平成22年度比））

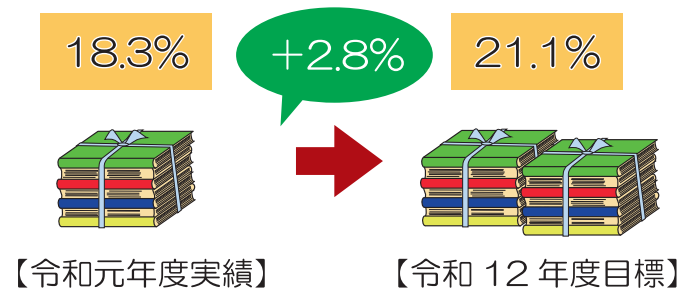


【 本計画の数値目標 】

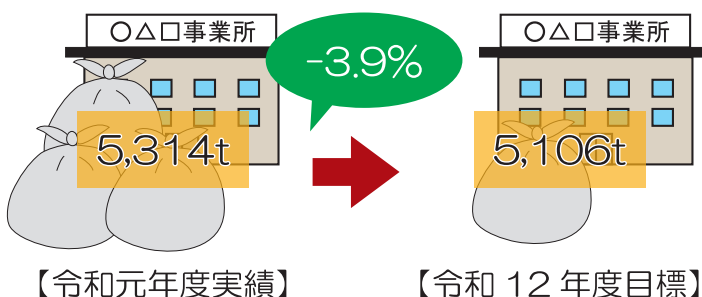
★ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 ★



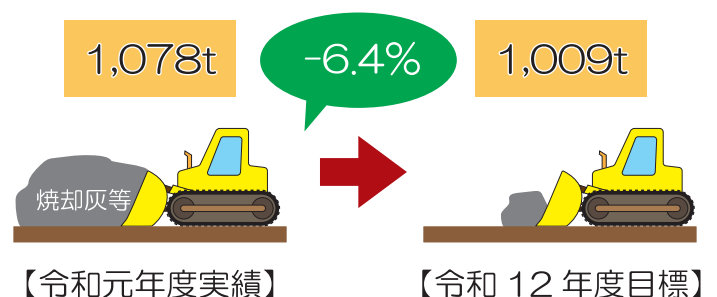
★ 資源化率 ★



★ 事業系ごみ排出量 ★



★ 最終処分量 ★



【 施策の体系と主な取組例 】

基本施策	施 策	取 組 内 容	主 な 取 組 例	
(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発	1) 市民への意識啓発	①教育機関での環境教育の推進	学校を中心とした環境学習の充実、まちづくり講座の実施、環境教育教材の提供 など	
		②住みよい環境づくりのための啓発活動	市民意識調査の実施、ごみ分別アプリの周知、地域ニーズに合った啓発活動の実施 など	
	2) 事業者への意識啓発	①減量化、再生利用、適正排出の情報提供	市内事業者に対する資源化施設の情報提供、環境マネジメントシステムの啓発 など	
		3) 行政職員の取組	①環境課題に対する取組	電子媒体を活用したペーパーレス化の推進、グリーン購入の推進 など
	②4R 推進のための効果的な取組の調査、研究		本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究、進捗状況や成果についての情報提供	
	(2) 4Rの推進	1) リフューズ・リデュースの推進	①ごみの減量に向けた施策の普及啓発	ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しの啓発 など
②食品ロスの削減			フードドライブ事業の拡大、使い切りレシピの作成と周知、ドギーバッグや mottECO の普及	
③生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進			利用しやすい水切り方法の検討、家庭で手軽にできる生ごみ処理方法の検討	
2) リユースの推進		①ICT を活用したリユースの推進	アプリやホームページを活用した再利用の推進	
		②リユース活動の充実	不要な物を必要とする人へ橋渡しとなる取組の検討、フリーマーケットやバザーの支援の検討	
3) リサイクルの推進		①剪定枝、廃食用油の再生利用の研究	家庭から排出される剪定枝等や廃食用油の資源化、収集方法等の調査研究	
		②資源の有効活用の推進	集団資源回収の促進、処理困難物の適正な処分方法の周知と拠点回収の利用拡大	
		③資源の店頭回収の推進	店頭回収の積極的な利用の推進	
(3) 適正な収集・運搬の推進 適正な収集・運搬・処理体制		1) 持続可能な収集・運搬の推進	①市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備	関係業者や志木地区衛生組合と連携した収集・運搬体制の見直しと合理化・効率化の検討 など
			②家庭ごみの有料化の検討	家庭ごみ有料化の必要性の検討
		2) 適正な処理・処分の推進	①費用対効果を意識した事業実施	ごみ処理経費の削減方策及び体制の見直しの検討
			②不法投棄防止対策の強化	ごみ分別アプリの情報機能等を活用した不法投棄防止対策の推進 など
	3) 適正な処理・処分のための体制構築	①志木地区衛生組合、構成市との連携	志木地区衛生組合等と連携したごみの減量化、資源化の推進 など	
		②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立	商工会や商店会連合会及び地域団体等と連携した事業系ごみの減量化・資源化の拡大 など	

【 市民・事業者・行政の役割 】

基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。

- ◎ 環境にやさしいライフスタイルへの見直し
- ◎ 自主的な取組による4Rの推進
- ◎ ごみ分別等のルールへの遵守
- ◎ ごみの適正処理

市民

基本理念の実現

事業者

行政

- ◎ 環境負荷の軽減や資源の浪費の抑制
- ◎ 再利用や資源化を考慮した商品開発
- ◎ 環境にやさしい商品の選択
- ◎ 使い終わった後の容器などの回収ルートの整備や資源化の推進

富士見市
マスコットキャラクター



ふわっぴー

- ◎ 市民・事業者の行動の支援
- ◎ 事業の効果の検証並びに施策の見直しと、新たな取組の検討
- ◎ 各種施策の周知徹底と事業の充実

● 生活排水処理基本計画 ●

【 基本方針 】

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。

【 目標 】

全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画

— 概要版 —

令和3年4月発行

富士見市 経済環境部 環境課

〒354-3511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電話 049-251-2711 (代)